[事案 29-38] 契約解除無効請求

· 平成 30 年 3 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

募集人による不告知教唆等があったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しお よび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年4月に契約した医療保険について、2年以内に入院し、帝王切開手術を受けたので給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除されたうえ、給付金が不支払となった。

しかし、告知時、以前の入院・手術歴およびその後3年間隔で自主的に通院していることを 募集人に伝えたが「問題ない」と回答された等の理由により、契約解除を取り消して、入院お よび手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人には、告知日の約1年前まで通院歴があるので、この点の不告知については、申立人の重大な過失による。
- (2)募集人は、告知時、申立人から既往歴を聞いていない。
- (3) 帝王切開手術は、既往症再発の予防を目的として実施されており、不告知事実との間に因果関係が存在する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握する ため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事 情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会に おいて検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られ たので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。